

愛知県都市公園条例(昭和32年愛知県条例第22号)第8条の3第4項の規定に基づき、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの間の利用について適用される小幡緑地の施設の利用料金の額を次のように承認した。

令和8年3月24日

愛知県知事 大村 秀章



施設名	区分	単位	使用料の額	承認料金
			(単位:円)	(単位:円)
庭球場 使用料		1コート2時間につき	600	630
		1コート4時間につき	1,200	1,250
		1コート8時間につき	1,800	1,880
野球場 使用料		1面2時間につき	1,600	1,680
		1面4時間につき	3,200	3,350
		1面8時間につき	4,900	5,030
トレーニング施設 使用料	個人利用	1人4時間につき	200	200
	回数券	1人4時間につき (11回分)	200 (2,200)	2,000
球技場 使用料	全部利用	2時間につき	1,600	1,680
		4時間につき	3,200	3,350
		8時間につき	4,900	5,030
	2分の1利用	2時間につき	1,200	1,260
		4時間につき	2,400	2,520
		8時間につき	3,700	3,770

※ ただし、回数券は11回分を1セットで購入した者に限る。